

令和 8 年度
第 1 回松本市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会

次 第

日時 令和 8 年 7 月 6 日（月）
午後 1 時 3 0 分から
場所 松本市役所 議員協議会室
（東庁舎 3 階）

1 開会

2 委嘱状交付

3 あいさつ

4 自己紹介

5 役員選出

6 会議事項

- | | |
|----------------------|-------------------|
| (1) 令和7年度事業実績 | 資料1、 |
| (2) 松本市の状況について | 資料2-1、2-2、2-3、2-4 |
| (3) 松本市高齢者虐待対応マニュアル | 別冊1 |
| (4) 松本市障がい者虐待対応マニュアル | 別冊2 |
| (5) 令和8年度事業計画(案) | 資料3 |
| (6) 意見交換 | 別紙1 |

7 報告事項

- (1) 第 1 0 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定について
- (2) 第 5 次松本市障がい者計画等の策定について

8 その他

9 閉会

令和 7 年度事業実績

事業名	内 容
1 協議会	(1) 第 1 回協議会（令和 7 年 8 月 7 日（木）） ア 松本市の状況 イ 事業計画 ウ グループワーク（事例検討） (2) 第 2 回協議会（令和 8 年 1 月 13 日（火）） ア 事業実施状況 イ グループワーク（事例検討）
2 啓発事業 (1) 周知チラシ等の作成 及び配布 (2) 広報活動	(1) ア 協議会構成団体に周知チラシの配布（8 月） イ 松本市自立支援協議会（8 月）、 ケアマネ勉強会（9 月）で周知チラシの配布 ウ 関係課等窓口への配置（通年） (2) ア 啓発ポケットティッシュを 2,000 個作成・配布 （ア）薬局窓口で配布。（10 月～） （イ）松本防犯協会が実施する特殊詐欺被害防止の年末 特別警戒及び交通安全運動と合同実施。J R 松本駅東 口松本駅前広場で配布（12 月 15 日） （ウ）関係課等窓口への配置 イ 地域包括支援センターだより 2 月号に高齢者虐待に ついて掲載し、各地区の民生委員・児童委員協議会等 で周知。 (3) ア 高齢者・障がい者虐待防止・成年後見制度啓発講演 会 日時：令和 7 年 12 月 18 日（木） 午後 1 時 30 分～4 時 内容：演題 権利を守り、安心して暮らしていくために ～虐待防止と成年後見制度について～
(3) 福祉関係者・地域支援 者向け講演会	

	第一部 高齢者・障がい者の虐待防止 ～権利擁護は気づきから～ 講師：長野県社会福祉士会 岩原 徳太郎氏 第二部 成年後見制度について 講師：成年後見センター・リーガルサポート ながの支部 司法書士 召田 正悟氏 イ ケアマネジャー勉強会 日時：令和8年3月3日（火） 午後1時30分～3時 内容：虐待事例から考える ～虐待の気づきと相談後の支援プロセス～ 講師：松本市高齢福祉課
3 虐待防止対応マニュアル (1) 高齢者虐待対応マニュアル (2) 障がい者虐待対応マニュアル	(1) 令和8年4月改訂 (2) 令和8年4月改訂

松本市の状況について【高齢者 養護者(家族等)】

1 通報・相談者

(単位 件)

区分	ケアマネジャー	医療機関	家族・親族 (虐待者を除く)	被虐待者	虐待者	警察署	民生委員 近隣住民	その他	計
令和3年度	38	6	4	6	2	27	7	19	109
令和4年度	36	3	14	8	0	21	3	17	102
令和5年度	31	6	6	5	1	21	9	17	96
令和6年度	22	1	9	1	3	19	4	7	66
令和7年度	31	6	7	3	0	28	4	14	93

※その他は、行政機関、施設・事業所職員が主です。

2 確認状況

(単位 件)

区分	虐待	虐待ではない	調査中	計
令和3年度	98	11	0	109
令和4年度	95	7	0	102
令和5年度	73	23	0	96
令和6年度	41	25	0	66
令和7年度	53	40	0	93

※虐待ではないは、事実確認調査の結果、虐待の事実が認められなかったものです。

・令和7年度はケアマネジャーからの相談・通報31件のうち、11件は介護サービス事業所で発見され、報告を受けたケアマネジャーが通報。介護サービス事業所からの直接の通報はその他のうち2件のみ。

・虐待に至る背景として、養護者の認知症等に対する理解不足や介護負担が大きいことが挙げられるケースが多い。このようなケースでは早期からの介入により改善が期待できる。

3 虐待の事実が確認された事案の虐待種別

(単位 件)

区分	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	経済的虐待	性的虐待	計
令和5年度	45	11	30	13	0	99
令和6年度	21	4	18	4	0	47
令和7年度	34	10	20	11	0	75

※「確認状況」にて「虐待」と判断した事案に関する、虐待行為の件数及び種別を示しています。

※1つの事案において複数の虐待行為が確認された場合や、1つの虐待行為が複数の虐待種別に該当する場合があるため、「確認状況」にて「虐待」と判断した件数と一致しません。

4 対応状況

(単位 件)

区分	保護・分離	支援・経過観察 (見守り)	計
令和3年度	48	50	98
令和4年度	44	51	95
令和5年度	19	54	73
令和6年度	12	29	41
令和7年度	9	44	53

保護・分離	施設入所、入院、別居等
支援・経過観察	介護保険サービス利用の増加、利用料金の減免、養護者への助言・指導、関係職種との情報共有、見守り等

・施設での緊急保護などの対応もあったが、多くはサービス調整や養護者への助言・支援により対応しており、虐待が深刻化する前に対応をすることができていることから、保護・分離に至る件数は少ない。

5 コアメンバー会議状況(令和7年度) (単位 件)

コアメンバー会議	44
----------	----

松本市の状況について【高齢者 養介護施設従事者等】

1 通報・相談者

(単位 件)

区分	福祉関係従事者	医療機関	家族・親族 (虐待者を除く)	被虐待者	虐待者	警察署	民生委員 近隣住民	地域包括 支援センター	その他	計
令和3年度	6	0	1	0	0	0	0	0	0	7
令和4年度	9	0	0	0	0	0	1	0	0	10
令和5年度	11	0	3	0	0	0	0	0	4	18
令和6年度	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8
令和7年度	5	0	0	0	0	0	0	0	3	8

※その他は、退職後の施設・事業所職員が主。

※事案によっては、複数の通報・相談者がいる事案があります。

2 確認状況

(単位 件)

区分	虐待	虐待ではない	調査中	対応不要	計
令和3年度	3	3	0	0	6
令和4年度	5	5	0	0	10
令和5年度	2	13	0	0	15
令和6年度	2	6	0	0	8
令和7年度	3	4	1	0	8

※対応した事業所・施設等の数値を示しています。

※事案によっては、複数の通報・相談者がいる場合もあるため、「通報・相談者」の数値と一致しない場合があります。

・通報・相談者は福祉関係従事者が占める割合が増加傾向にある。
施設内での問題発見・通報意識の向上や内部通報体制の充実が背景と考えられる。

・全通報が虐待認定に至るわけではなく、早期報告と適切な初動調査の両立が進んでいることを示唆している。

3 虐待の事実が確認された事案の虐待種別

(単位 件)

区分	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	経済的虐待	性的虐待	計
令和5年度	4	1	1	0	0	6
令和6年度	0	2	0	0	0	2
令和7年度	0	1	2	1	0	4

※「確認状況」にて「虐待」と判断した事業所・施設等に関する、虐待行為の件数及び種別を示しています。

※一事業所・施設において複数の虐待行為が確認された場合や、1つの虐待行為が複数の虐待種別に該当する場合があるため、「確認状況」にて「虐待」と判断した件数と一致しません。

4 対応状況

(単位 件)

区分	保護・分離	支援	県対応	計
令和3年度	0	3	0	3
令和4年度	0	5	0	5
令和5年度	1	2	0	3
令和6年度	0	2	0	2
令和7年度	0	3	0	3

保護・分離	被虐待者の入所・通所先の変更 支援担当者等の変更(虐待者が担当者の場合)
支援	事業所に対して改善計画書の作成依頼実施(不適切な支援含む)
県対応	長野県による聴き取り調査(立入調査含む)、勧告等の実施

・虐待認定後の対応としては、被害者の保護・分離よりも、事業所に対する改善計画書の作成依頼など支援的アプローチが主流となっている。

※対応状況には重複があり、虐待ありと判断した件数と一致しません。

5 コアメンバー会議会議状況(令和7年度) (単位 件)

コアメンバー会議	15
----------	----

松本市の状況について【障がい者 養護者(家族等)】

1 通報・相談者

(単位 件)

区分	相談支援専門員	医療機関	家族・親族 (虐待者を除く)	被虐待者	虐待者	警察署	民生委員 近隣住民	地域包括 支援センター	その他	計
令和3年度	0	0	0	1	0	2	0	0	2	5
令和4年度	3	0	0	0	0	3	0	0	2	8
令和5年度	3	0	0	1	0	2	0	0	3	9
令和6年度	4	0	0	6	0	8	0	1	12	31
令和7年度	2	0	0	1	0	6	0	1	7	17

※その他は、行政機関、施設・事業所職員が主です。

2 確認状況

(単位 件)

区分	虐待	虐待ではない	調査中	対応不要	計
令和2年度	6	4	0	2	12
令和3年度	2	2	0	1	5
令和4年度	2	5	0	1	8
令和5年度	6	3	0	0	9
令和6年度	9	5	0	17	31
令和7年度	9	6	0	2	17

・通報・相談件数は増加傾向。
 ・令和6年度は施設・事業所職員、相談支援専門員からの通報・相談が多かったが、通報・相談のあったもののうち半数以上は対応不要であり虐待の確認数は令和7年度と同数。
 ・引き続き事業所職員等からの通報がしやすい環境を整えたい。

※虐待ではないは、事実確認調査の結果、虐待の事実が認められなかったもの

※対応不要は、訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認ができ、「虐待ではない」と判断できたものです。

3 虐待の事実が確認された事案の虐待種別

(単位 件)

区分	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	経済的虐待	性的虐待	計
令和5年度	6	0	1	0	0	7
令和6年度	8	0	0	1	0	9
令和7年度	6	0	0	2	1	9

※「確認状況」にて「虐待」と判断した事案に関する、虐待行為の件数及び種別を示しています。

※1つの事案において複数の虐待行為が確認された場合や、1つの虐待行為が複数の虐待種別に該当する場合があるため、「確認状況」にて「虐待」と判断した件数と一致しません。

4 対応状況

(単位 件)

区分	保護・分離	支援・ 経過観察 (見守り)	計
令和3年度	2	2	4
令和4年度	1	1	2
令和5年度	3	3	6
令和6年度	4	5	9
令和7年度	2	7	9

保護・分離	施設入所、入院等
支援・経過観察	障害者及び養護者への相談、サービス調整等の支援、関係機関との情報共有、見守り等

・対応状況について令和7年度はサービス調整や養護者への助言・支援を行い見守りの継続とした件数が多い。深刻化する前に対応ができ保護・分離に至る件数は少ない。

5 コアメンバー会議、評価会議状況(令和7年度) (単位 件)

コアメンバー会議	9
終結案件	9

松本市の状況について【障がい者 障害者福祉施設従事者等】

1 通報・相談者

(単位 件)

区分	障害者福祉施設従事者等	医療機関	家族・親族 (虐待者を除く)	被虐待者	虐待者	警察署	民生委員 近隣住民	地域包括 支援センター	その他	計
令和3年度	1	0	1	0	0	0	0	0	1	3
令和4年度	1	0	1	1	0	0	0	0	5	8
令和5年度	2	0	0	2	0	0	0	0	3	7
令和6年度	6	1	0	0	0	1	0	0	4	12
令和7年度	4	0	0	1	0	0	0	0	11	16

※その他は、行政機関、施設・事業所職員が主です。

2 確認状況

(単位 件)

区分	虐待	虐待ではない	調査中	対応不要	計
令和3年度	1	2	0	0	3
令和4年度	0	8	0	0	8
令和5年度	1	4	0	2	7
令和6年度	2	4	0	6	12
令和7年度	1	4	0	11	16

- ・通報・相談件数は年々増加している。
- ・令和7年度は県からの通報・相談が9件あり、特に増加した。

※対応不要は訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認ができ「虐待ではない」と判断できたもの。

3 虐待の事実が確認された事案の虐待種別

(単位 件)

区分	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	経済的虐待	性的虐待	計
令和5年度	0	1	0	0	0	1
令和6年度	1	0	0	0	1	2
令和7年度	0	0	0	0	1	1

※「確認状況」にて「虐待」と判断した事案に関する、虐待行為の件数及び種別を示しています。

4 対応状況

(単位 件)

区分	保護・分離	改善	県対応	計
令和3年度	0	3	0	3
令和4年度	0	8	0	8
令和5年度	0	1	0	1
令和6年度	0	1	1	2
令和7年度	0	1	0	1

保護・分離	被虐待者の入所・通所先の変更 支援担当者等の変更(虐待者が担当者の場合)
改善	事業所に対して改善計画書の作成依頼実施(不適切な支援含む)
県対応	長野県による聴き取り調査(立入調査含む)、勧告等の実施

- ・虐待を確認した1件は、施設・事業所内で事案が把握され、通報に至ったもの。

5 コアメンバー会議、評価会議状況(令和7年度) (単位 件)

コアメンバー会議	5
----------	---

令和 8 年度事業計画（案）

事業名	内 容
1 協議会	(1) 第 1 回協議会（令和 8 年 7 月 6 日（月）） (2) 第 2 回協議会（令和 9 年 1 月 2 7 日（水））
2 啓発事業 (1) 周知チラシの作成 及び配布 (2) 広報活動 (3) 講演会もしくは研修会	(1) 協議会構成団体に配布します。（7 月） 関係課等窓口に配置します。（通年） (2) 周知チラシや啓発物品を活用し、虐待の未然防止及び 早期発見を推進するため、市民及び高齢者や障がい者と 接する機会の多い事業所等を対象とした、効果的な周 知・啓発を実施します。 地域包括支援センターだより令和 9 年 1 月号に高齢者 虐待について掲載し、各地区民生委員・児童委員協議会 等で周知します。 (3) 虐待防止に関する講演会、もしくは研修会を年内に開 催する予定で企画していきます。
3 虐待防止対応マニュアル (1) 高齢者虐待対応 マニュアル (2) 障がい者虐待対応 マニュアル	(1) 令和 8 年 4 月改訂版 (2) 令和 8 年 4 月改訂版